

うきは市農業委員会第3回総会議事録

[開催日時] 令和3年5月10日(月)午後1時30分から

[開催場所] るり色ふるさと館 ホール

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第6号 非農地判断について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	1番	樋口	健次	8番	高浪 眞次
	2番	佐々木	光則	9番	樋口 美智子
	3番	後藤	一善	10番	家永 学
	4番	園田	忠行	11番	尾花 里美
	5番	森	和正	12番	堀江 清成
	6番	内山	良江	13番	佐藤 和弘
	7番	後藤	義道	14番	日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

事務局 只今より第3回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は5番委員と6番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 先ほどの説明の通りです。以前より一階はデイサービスセンター、二階は職員の宿舎という事で転用許可受けていたのですが、新型コロナウイルスの影響でデイサービス事業の方が厳しそうだという事で一階建てに変更し、職員の宿舎のみにしたいという事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 許可後、いつまでに工事を終えなければならないという決まりの様なものはありますか？

事務局 まず、許可3カ月後に進捗状況を報告していただきます。その後につきましては工事が計画通りに完了するまで県の方から確認の通知が届くようになっております。

議長 他に質問はありませんか？

(質疑なし)

議長 それでは裁決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

(議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。申請地は荒廃しております。こちらをトラックの展示場として活用していきたいとの事です。雨水につきましては基本的に地下浸透という事で、多く降った時は東側の水路と西側の川に流すようにするとの事

です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。裁決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通り、自己用住宅の建設という事です。汚水は西側の道路の下に通っている下水管に接続し、雨水につきましては西側の水路に流すという事です。また、一枚の田を分筆して家を建てますので残地が残りますが、そちらは3条で譲受人の父が取得して管理していくとの事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。裁決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-3上程)

事務局 (議案2-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。計画自体は問題ないと思いますが、現地確認を行った際に不動産の看板が建っておりましたので、その辺は控えていただきたいと思いました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

2番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

事務局 こちらの案件は数カ月前に土地改良の届け出がでておりましたが、農地として利用する前に売買が成立したという事です。地権者には今後このような事が無

いように伝えた上で今回の申請を受け付けております。これらの背景を踏まえて皆様にはご審議をお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1 上程)

事務局 (議案 3 - 1 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 北側の自宅への進入路を拡張したいとの事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2 番 先程の説明のとおりです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 に賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。

議長 引き続き議案 3 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 2 上程)

事務局 (議案 3 - 2 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件は一枚の田を分筆して家を建てるという事で、残地については引き続き農地として管理していくようです。また、自宅予定地の方の隣地の承諾も排水関係も問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-1上程)

事務局 (議案4-1説明・朗読)

議長 それでは私が担当委員ですので説明いたします。

16番 譲渡人は高齢で自分で管理することが困難ということで、隣地を耕作している譲受人が管理していく事になったようです。認定農業者もとっているような方ですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案4-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-2上程)

事務局 (議案4-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 こちらの案件も議案4-1と理由は同じく、高齢の為管理が困難という事で隣地を耕作している譲受人が管理していくことになったそうです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。裁決に入ります。議案4-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案4-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-3上程)

事務局 (議案4-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 申請地は家庭菜園程度の小さな面積ですが譲渡人は高齢の為、管理が難しいようです。そこで隣地を耕作している譲受人が管理していくという事になったようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－３に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－４を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－４上程)

事務局 (議案４－４説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 申請地は現在も譲受人が借りて耕作しておりまして、譲渡人の要望により今回の売買に至っております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－４に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－５を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－５上程)

事務局 (議案４－５説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明します。

16番 先ほどの議案４－４と同じく現在も譲受人が耕作しており、譲渡人の要望により今回の話に至っております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－５に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－６を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－６上程)

事務局 (議案４－６説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 譲渡人は高齢で自ら管理していくことが難しいようです。そこで、隣接地を所有している譲受人が管理していくことになったようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－６に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－７を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－７上程)

事務局 (議案４－７説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

４番 申請地はしばらくの間耕作されておりましたが、今回隣地を所有している譲受人が管理していくことになったようです。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－７に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－８を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－８上程)

事務局 (議案４－８説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

４番 譲渡人は高齢というよりも病気がちのようで自ら管理するのが難しいようで、現在も管理している譲受人が譲り受けることになったようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－８に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－９を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案４－９上程)

事務局 (議案４－９説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

２番 先ほどの議案１－２の残地になります。こちらの農地を転用者の父の名義で取得するという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく

お願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－９に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－１０を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案４－１０上程)

事務局 (議案４－１０説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 譲受人は食肉加工販売をする会社を経営しております。居酒屋に卸す用のねぎを作りたいという事でした。譲受人の住所は春日市ですが、朝倉市に従業員がお住まいのようで、２人で取り組むとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

８番 譲渡人は本業の方が忙しくなかなか農業までは手が回らないようで、近所の方が野菜を作っておりました。ですので、今現在植わっている作物は収穫までしていただくようです。その後、譲受人がネギを植えるという事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

１３番 山間部の下限面積はいくつですか？

事務局 2,000㎡です。基準は山辺の県道より南になります。

１２番 この営農計画はどこのデータを参考に作成されたものになりますか？

事務局 インターネットの情報を参考に作成されているようです。しかし実際には卸先は確約しておるようですので、この価格より高く販売できるようです。また、収益の方があまり無いように見受けられますが、本業の方がありますので、その点については理解した上での事のようにです。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－１０に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第５号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第５号上程)

事務局 (議案第５号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で問題なしとし、うきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第6号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案6-1・2上程)

事務局

(議案6-1・2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6番 (議案6-1説明) 申請地は数十年前より小屋が建っており、最近家を建てる計画を検討している際に申請地が農地だという事が分かったようです。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

15番 (議案6-2説明) 申請地は自宅への進入路となっております。こちらの進入路がないと自宅へ入れなくなるのでやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 非農地判断とは農地台帳から落とすことが目的ですか？

事務局 最終的な目的としましては地目変更です。

13番 その逆に農地に編入もありますか？

事務局 現況主義ですので申請があれば判断します。この場合畑に限ります。非農地判断した後の地目については法務局の判断になります。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案6-1・2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、非農地と判断します。

議長 それでは報告に入ります。事務局お願いします。

(報告1～3説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印